

奈良県訓令第二号

各部課室  
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾

第七条第一項第二号ただし書中「部長名」の下に「政策統括官名」を加え、「政策統括官名」を削る。

第九条第一項中「部長印」の下に「政策統括官印」を加え、「政策統括官印」を削る。

第十一条第五号中「部長印」の下に「政策統括官印」を加え、「政策統括官印」を削る。

第十八条第三項第四号中「部長決裁」の下に「政策統括官決裁」を加え、「政策統括官決裁」を削る。

別表の本庁における記号の表総務部の項中

南部東部振興課	南東振
奥大和移住・交流推進室	奥移在
うだ・アニマルパーク振興室	うアニ

美しい南部東部振興課	美南東振	に改め、同表文化・教育・く
うだ・アニマルパーク振興室	うアニ	
奥大和地域活力推進課	奥大活	

らし創造部の項中 大和平野中央構想推進室

大和構 室を

大和平野中央構想・スタートアップ推進課  
施設整備推進室

大和構  
施設

に、教育振興課

世界遺産室 一 一

「を」を「教育振興課」に改め、同表県土マネジメント部の項中「」

「道路保全課」を「」に、「県土

利用政策室」を「県土利用政策課」に改める。

別表の出先機関における記号の表中「奈良県自治研修所

「」を「奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター」に改める。